年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 19件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

中部(静岡)国民年金 事案 3727

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年9月まで

② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、会社を退職(昭和47年9月)後、すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付した。その後は、母親が、送付されてきた納付書により家族の分と一緒に保険料を納付していたと思う。両親は国民年金に加入し、保険料が納付されているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)において国民年金保険料の未納は無く、母親についても、父親と共に、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、申立人及び母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国 民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人 の加入手続は、昭和49年2月頃にA市で行われたものと推認され、この加入 手続の際に、47年10月1日(厚生年金保険被保険者資格を喪失した日)を資 格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準 とすると、申立期間①のうち、同年10月から48年3月までの国民年金保険料 は過年度保険料として、同年4月から同年9月までの保険料は現年度保険料と して納付することが可能であり、申立期間②についても、加入手続後は継続し て国民年金に加入していることから、現年度保険料として納付することが可能 であった。

さらに、申立人は、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間①のうち、昭和47年10月から48年3月までの保険料については、i)A市では、当該期間について、過年度保険料に係る納付書を取り扱っていたか不明であるとしているものの、申立人が加入手続を行った時期(49年2月頃)は第2回特例納付実施期間であり、同市役所内には社会保険事務所(当時)から職員が派遣されていたとしているなど、行政が積極的に過年度保険料等の納付を促し、納付書が発行されていた時期であったことがうかがわれること、ii)同市では、年度途中で国民年金に加入した被保険者の現年度保険料の納付書は、原則、郵送により発行していたとしていること、iii)仮に、申立人に対し、加入手続の際に現年度保険料の納付書が発行されていたとすれば、同市役所内の指定金融機関(派出所)で保険料を納付することができ、市役所外にある金融機関で納付する必要はなかったことを踏まえると、加入手続の際、申立人に発行された納付書は、過年度保険料に係る納付書であったと考えられ、納付意識の高かった申立人が、6か月と短期間である当該期間の保険料を金融機関で納付していた可能性も否定できない。

加えて、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間及び申立期間②については、上述のとおり、当該期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能であったところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間①直後かつ申立期間②直前に当たる同年10月から49年12月までの期間及び申立期間②後の保険料については、現年度保険料として納付されていることから、保険料の納付意識の高かった母親が、A市から送付されてきた納付書を用いて、6か月及び3か月といずれも短期間である申立期間①のうち48年4月から同年9月までの期間及び申立期間②の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8492

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は18万円、17年6月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月

② 平成17年6月

申立期間①及び②については賞与記録が無い期間とされているが、当該期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(申立期間①は18万円、申立期間②は20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、賞与支払届における賞与支 払年月日の記載から、申立期間①は平成 16 年 12 月 25 日、申立期間②は 17 年 6 月 25 日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日及び17年6月25日は23万円、同年12月25日及び18年6月25日は27万円、同年12月25日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月

② 平成17年6月

③ 平成17年12月

④ 平成18年6月

⑤ 平成 18 年 12 月

申立期間①から⑤までについては賞与記録が無い期間とされているが、当 該期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されて いたはずなので、賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、 その主張する標準賞与額(申立期間①及び②は23万円、申立期間③及び④は 27万円、申立期間⑤は30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、賞与支払届における賞与支 払年月日の記載から、申立期間①は平成16年12月25日、申立期間②は17 年6月25日、申立期間③は同年12月25日、申立期間④は18年6月25日、 申立期間⑤は同年12月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該 保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤った として訂正の届出を行った旨回答していることから、社会保険事務所(当時) は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておら ず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8494

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日及び17年6月25日は45万円、同年12月25日及び18年6月25日は48万円、同年12月25日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月

② 平成17年6月

③ 平成17年12月

④ 平成18年6月

⑤ 平成 18 年 12 月

申立期間①から⑤までについては賞与記録が無い期間とされているが、当 該期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されて いたはずなので、賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①及び②は45万円、申立期間③及び④は48万円、申立期間⑤は50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、賞与支払届における賞与支 払年月日の記載から、申立期間①は平成16年12月25日、申立期間②は17 年6月25日、申立期間③は同年12月25日、申立期間④は18年6月25日、 申立期間⑤は同年12月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該 保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤った として訂正の届出を行った旨回答していることから、社会保険事務所(当時) は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておら ず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 中部 (愛知) 厚生年金 事案 8495

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成17年6月25日の標準賞与額に係る記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月

② 平成17年6月

申立期間①及び②については賞与記録が無い期間とされているが、当該期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る賞与の支給日については、賞与支払届における賞与支払年月日の記載から、平成17年6月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業 主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行った旨回答していることから、社 会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納 入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してい ないと認められる。

一方、申立期間①について、A社から提出された所得税源泉徴収簿において、 当該期間に係る賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除は確認できない上、同社が社会保険事務所に提出した賞与支払届総括表及び賞与支払届において、同社が申立人に申立期間①に係る賞与を支給したとの記載は確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8496

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所に変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはなかった。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社 E出張所に変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはなかった。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、6万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8498

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所に変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはなかった。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(愛知)厚生年金 事案 8499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社 E出張所に変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはなかった。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、8万6,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出をA県(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、25年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から25年9月30日頃まで 事業主と共にB社を昭和21年4月に設立し、役員として25年9月30日頃まで勤務した。今回、年金事務所から、同社に係る厚生年金保険の資格取得年月日が23年1月1日となっている記録が判明したと連絡を受けたが、厚生年金保険には退職するまで加入していたので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と氏名及び生年月日が一致する者に係る厚生年金保険被保険者台帳 (以下「被保険者台帳」という。)において、B社に係る厚生年金保険被保険 者の資格取得日が昭和23年1月1日、資格喪失日が未記載の基礎年金番号に 統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、申立人の妻は、「夫は、B社の役員なので途中で退職はせず、会社設立時から昭和25年9月30日頃まで勤務していた。」と記憶しているところ、B社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社設立時(昭和21年4月*日)の役員であったことが確認できる上、申立人が52年6月頃に勤務したC社から提出された申立人の履歴書の職歴欄には、「昭和25年8月、B社解散。」と記載されていることが確認できる。また、前述の被保険者台帳に記載されてい

る厚生年金保険被保険者記号番号の前後の番号の被保険者に係る被保険者台帳で、事業所名がB社と記載されている者 15 人のうち、連絡の取れた同僚 2 人が、「当時、申立人はB社の経理担当役員であった。」と証言しており、うち 1 人が、「私は、昭和 25 年 3 月頃までB社に勤務していたが、申立人は、私が退職した時も役員として勤めていた。」と証言していることなどから判断して、申立人は、申立期間のうち、23 年 1 月 1 日から少なくとも 25 年 7 月末日までは同社に勤務していたと認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については確認できないが、申立期間当時、全ての年金記録を保管管理していたA県庁が火災で全焼したことがD新聞により確認できるところ、被保険者台帳においては同社に係る資格喪失日の記載が無い複数の同僚が確認できることについて、日本年金機構E事務センターは、年金記録が当該火災により焼失したものと考えられるとする一方で、当時の記録復元に係る具体的な状況及び複数の被保険者に資格喪失日の記載が無い理由については資料が無く不明と回答していることから、同社の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実に即した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見ると、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められること、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、当該未統合記録は申立人に係る記録であること、及び事業主は、申立人が昭和23年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出をA県に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は25年8月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を 改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とす ることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年8月1日から同年9月30日頃までについては、前述の履歴書によれば、B社解散後の期間となる上、事業主及び他の役員は死亡しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部(愛知)厚生年金 事案 8501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から同年12月23日まで C社から関連会社のA社に異動になり、勤務先が変わっただけで途切れな く勤務し、保険料も毎月控除されており、厚生年金保険の被保険者となって いない期間は無いはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の保管する給料支払明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し(昭和44年11月21日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年12月の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和44年12月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないが、商業登記簿謄本によると、同社は、同年11月*日に法人登記されており、申立人及び同僚の雇用保険の記録から、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

は不明としているが、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部(愛知)厚生年金 事案 8502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立 期間の標準賞与額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

私は、A事業所(現在は、B法人)に勤務中、夏季と冬季に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成15年12月分の賞与支払明細書、同年1月分から同年12月分までの給与明細書及びA事業所発行の「平成15年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及 び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

中部(愛知)厚生年金 事案 8503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万円、申立期間②は30万円、申立期間③は37万円、申立期間④は41万円、申立期間⑤は41万円、申立期間⑥は31万3,000円、申立期間⑦は22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月13日

- ② 平成19年12月14日
- ③ 平成20年7月15日
- ④ 平成20年12月12日
- ⑤ 平成21年7月10日
- ⑥ 平成 21 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成22年7月26日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の普通預金通帳の振込記録を提出するので、標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書(賞与)及び賞与明細書を所持していないが、申立人から提出された普通預金通帳の振込記録により、当該期間においてA社から賞与支給月に給与以外の振込額が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたものと認められる。

また、複数の同僚の賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認される。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の賞与明細書及び申立人の当該期間に係る普通預金通帳の振込額から判断すると、申立期間①は20万円、申立期間②は30万円、申立期間③は37万円、申立期間④は41万円、申立期間⑤は41万1,000円、申立期間⑥は31万3,000円、申立期間⑦は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時。平成22年1月以降は、年金事務所)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を107万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社で支給された役員賞与のうち、申立期間の賞与は厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している第49期役員賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記役員賞与一覧表に おいて確認できる厚生年金保険料控除額から107万3,000円とすることが妥当 である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は118万円、申立期間②は115万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日

② 平成17年6月30日

A社で支給された役員賞与のうち、申立期間の賞与は厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している第48期及び第49期役員賞与一覧表により、申立人は、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと が認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、第48期役員賞与一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から118万円、申立期間②の標準賞与額については、第49期役員賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、115万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は118万円、申立期間②は124万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日

② 平成17年6月30日

A社で支給された役員賞与のうち、申立期間の賞与は厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している第48期及び第49期役員賞与一覧表により、申立人は、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと が認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、第48期役員賞与一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から118万円、申立期間②の標準賞与額については、第49期役員賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、124万8,000円とすることが妥当である。

中部(愛知)厚生年金 事案 8507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

私は、A社で支給された賞与のうち、平成17年7月支給分については、 賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記 録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成17年の夏期賞与明細書、金融機関から提出された預金取引明細表及び事業所の回答により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から 26 万 5,000 円とすることが妥当である。

中部(岐阜)厚生年金 事案 8508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、当該期間に継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び異動について、B社は、「申立人が勤務していたA社D出張所を管轄する事業所が、同社C出張所から同社E出張所に変わったことによる異動であり、申立人の給与形態に変わりはなかった。申立期間当時は、1日に異動することが慣例となっていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和45年11月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを45年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部 (三重) 厚生年金 事案 8509

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を99万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合からの回答により、申立人は、申立期間の賞与をA社から支給されていたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び事業主から提出のあった賃金台帳により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述のB健康保険組合からの回答により99万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部 (三重) 厚生年金 事案 8510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月13日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、 当該期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された普通預金元帳により、申立人は、申立期間に係る賞与をA社から支給されていたことが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書によると、賞与から支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により当該期間に係る賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記普通預金元帳に記載されている振込額から算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、50万円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、上記普通預金元帳における当該賞与の入金日から、平成16年12月13日とすることが妥当である。

中部 (愛知) 国民年金 事案 3728

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から平成12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から平成12年3月まで

平成 12 年4月に家を売り、その代金(850 万円)を受け取った直後、A市役所職員が訪問してきた。その際、厚生年金保険は時効だが、国民年金保険料は納付できるので納付しないと年金がもらえないと言われ、市役所職員だからと疑いもせず、他の税金と併せて250万円程の支払をし、「国民年金20年分」と書かれた伝票を職員からもらったことを覚えている。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年4月にA市の職員が申立人宅を訪問したとしているものの、同市は、職員が申立人宅を訪問したことが過去にあったかどうかについては、不明と回答しており、その詳細は不明である。

また、申立人は、20 年間分の国民年金保険料が納付できると職員から説明されたため、遡って納付した旨の主張をしているものの、保険料を徴収する権利については、2年を経過したときは、時効によって消滅することとされていることから、申立人は、20 年間分の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「A市で伝票の保管は10年間であると聞いた。」としているところ、同市によると、国民年金保険料の収納に関する書類の保存年数は7年間であるとしていることから、これらに食い違いがあり、申立人が説明を受けたとする内容が何についての説明であったのか定かではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号導入(平成9年1月)以後の時期であり、この頃になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取

機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものとみられる。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対しては国民年金手帳記号番号が2回払い出されており(1回目は昭和52年5月頃、2回目は54年6月頃であり、その後、55年2月頃に統合されたとみられる。)、これら以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部(愛知)国民年金 事案 3729

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年2月まで

私は、申立期間当時は学生であり、国民年金については、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。私が結婚する際には、母親が保険料を納付してくれていた時期の年金手帳と会社で厚生年金保険の手続をした年金手帳の2冊を持っていたが、2冊も必要ないと思い、その後は会社でもらった1冊だけ引き続き使用していた。私より2歳年下の妹については、20歳から国民年金に加入して母親に保険料を納付してもらっており、私の分についても、もう1冊あった年金手帳を用いて保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人によると、これらを行ったとする母親は当時のことは余り覚えていないとしていることから、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、国民年金被保険者資格を同年7月に取得する事務処理が行われていたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、当時、家族の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納

付は全て母親が行っており、妹は20歳から国民年金に加入し、保険料を納付してもらっていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、父親及び母親については、いずれも申立期間前に国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料が納付されており、妹については、20歳に到達した頃に国民年金手帳記号番号が払い出され、20歳以後の保険料が納付されていることが確認できる。しかし、上述のとおり、申立人に対しては、申立期間後の昭和53年8月頃までは国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、父親、母親及び妹とは状況が異なり、これら家族の保険料が納付されていることをもって、申立人に係る申立期間の保険料についても納付されていたと推認することまではできない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金全件リストにおいても、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は確認できないほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部(岐阜)国民年金 事案 3730

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から58年2月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から58年2月まで

私の国民年金加入手続は、父親が行い、国民年金保険料は、昭和 48 年*月(20歳到達時)から父親が、婚姻(54 年 4 月)後は元夫が納付してくれていた。以前、社会保険事務所(当時)や年金記録の通知で確認した時は、48 年 11 月から納付済みとされていたのに、年金請求時になって申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行い、婚姻するまで保険料を納付してくれていたとする父親は既に亡くなっており、婚姻後から保険料を納付してくれていたとする元夫とは、現在、疎遠であるとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月9日にA市において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に、国民年金被保険者資格取得日を元夫と共に同年3月19日(同市内での転居届出日)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間について国民年金に未加入であり、未加入者に対して国民年金保険料の納付書が作成・送付されたとは考え難いことから、父親及び元夫は、申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によ

ると、申立人の婚姻前の国民年金保険料を納付してくれていたとする父親の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年3月頃に払い出され、オンライン記録によると、申立期間の保険料が納付されていることが確認でき、申立期間について国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、父親の納付記録をもって、申立人の申立期間の保険料が納付されていたとは推認できない上、婚姻後の申立人の保険料を納付してくれていたとする元夫の年金記録を参考にしても、申立人に係る申立期間の保険料が納付されていたとする事情を見いだすことはできない。

加えて、A市の平成13年度末現在における国民年金被保険者名簿の国民年金資格記録及び納付記録欄によると、申立人は、昭和58年3月19日に被保険者資格を取得し、同年3月の国民年金保険料から納付を開始していることが確認でき、オンライン記録との食い違いは無く、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。このことから、申立人の主張のとおり、社会保険事務所や年金記録の通知において申立期間の保険料が納付済みと記載されていたとは考え難い。

このほか、父親及び元夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部(静岡)国民年金 事案 3731

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年1月まで

私が20歳(昭和44年*月)になった頃、母親がA市B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、私が婚姻(48年2月)するまで国民年金保険料を納付してくれていたと思っていた。ところが、49年10月頃、私の嫁ぎ先(D市E区)に、同市の職員と思われる男性が来訪し、「あなたが婚姻前に住んでいたA市B区から依頼があり、保険料の未納分を全て納付するように。」と強い口調で言われたので、その場で保険料の未納分を全て納付した。具体的な納付対象期間及び保険料額までは覚えていないが、母親が納付してくれていた保険料と、私が嫁ぎ先(D市E区)で一括納付した保険料とで未納は無いはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び自身が婚姻するまでの国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっている上、申立人が婚姻後に一括納付したとする保険料についても、具体的な納付対象期間及び保険料額までは覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の 国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月18日にF市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を61年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親 及び申立人は国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、母親がA市B区で納付し、申立期間のうち、母親が未納としていた保険料については、昭和49年10月頃に、嫁ぎ先(D市E区)に来訪した同市の職員と思われる男性の督促に応じ、自身が一括納付したとしている。しかし、A市B区によると、国民年金の被保険者が転出しても、保険料の未納分を納付してもらうよう転出先の市へ連絡すること、及び転出先の被保険者の自宅へ訪問してもらうよう依頼することは無かったとしていることから、申立期間のうち、母親が未納としていた保険料を申立人が納付したと推認することはできない。

加えて、申立人の所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録 (1)」欄の記載内容並びにF市の国民年金被保険者名簿の資格取得日は、上述の資格取得日(昭和61年4月1日)とも符合する上、A市B区及びD市においても、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、母親及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月頃から48年4月頃まで

私は、昭和47年8月頃から48年4月頃までA法人(現在は、B法人)で 勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、期間は特定できないもののA 法人に勤務していたことは推認できる。

しかし、B法人は、「昭和44年から保管している社会保険台帳の該当ページに申立人の名前が記されていないことからすると、申立人に係る厚生年金保険の届出は行っていない。当時の賃金台帳等の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間にA法人において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち複数の者が、雇用保険の資格取得日よりも数か月から1年以上経過後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立期間当時、同法人においては、必ずしも入職と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部 (愛知) 厚生年金 事案 8512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日から18年1月1日まで

A社B事業所(現在は、同社C工場)での厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日が平成17年12月31日となっていたため、同社同工場が18年1月1日を資格喪失日として訂正の手続をしたが、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場から提出された勤務記録表及び雇用保険の加入記録により、申立人が平成17年12月31日まで同社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社C工場は、平成22年5月31日付けで申立人の同社B事業所における資格喪失日を17年12月31日から18年1月1日に訂正する旨の届出を行っていることが確認できるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間は、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 記録の訂正が行われるのは、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から 控除されていた事実がある場合とされているところ、A社C工場から提出され た給与支給明細書によると、申立人は、申立期間に係る保険料を給与から控除 されていないことが確認できる。

なお、A社B事業所は、申立期間直前の平成17年2月11日から同年12月15日までについて、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できるところ、育児休業に係る保険料免除期間は、育児休業を開始した日の属する月から育児休

業を終了する日の翌日が属する月の前月までと規定されており、申立期間である同年12月については、厚生年金保険料が免除される期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部 (石川) 厚生年金 事案 8513 (石川厚生年金事案 271、354、468、561 及び中 部 (石川) 厚生年金事案 8274 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から49年12月2日まで 私は、A社に勤務していた期間について、今までに5回申し立てたが、認 められなかった。

今回、新たな提出資料は無いが、再度調査の上、申立期間について厚生年 金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、A社から提出された在籍証明書及び同 僚の証言から、申立人が、少なくとも昭和39年8月1日から同社に勤務し ていたことが認められるものの、i)当時の同僚等の証言から、同社では、 全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させてい る状況がうかがえないこと、ii)申立人が、49年12月に同社の事務員から 厚生年金保険への加入を勧められ、加入する旨回答したことを記憶している ことから、同社において同年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者 資格取得届は提出されていなかったと考えられること、iii) 申立人が所持す る年金手帳から、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日(同年 12 月2日)と同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できるとこ ろ、申立人は、同社の厚生年金保険への加入を契機に国民年金の被保険者資 格の喪失手続を行ったと述べていること、iv) 申立期間において同社の健康 保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により同年 12 月より前に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は 無いことなどの理由から、既に年金記録確認石川地方第三者委員会(当時) の決定に基づく平成21年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとす

る通知が行われている。

- 2 申立期間に係る2回目の申立てについて、i)複数の医院及びB労働基準 監督署に照会しても、申立期間当時の資料は保管されておらず詳細が不明で あり、申立人の主張する健康保険被保険者証の使用について確認できないこ と、ii) C弁護士会の相談会で、当該相談を行った事実のみでは、A社が申 立人の保険料を控除していたことはうかがえないことから、既に年金記録確 認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成22年10月28日付け年金記録 の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 申立期間に係る3回目の申立てについて、i)申立人の主張する、申立期間における健康保険被保険者証の使用について確認できないこと、ii)再度、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において健康保険整理番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の主張する届出が提出された形跡は見当たらないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成23年6月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 申立期間に係る4回目の申立てについて、元事務職員に聴取したところ、申立人の入社日や厚生年金保険の加入時期についての記憶は明確ではないと証言しており、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことは推認できず、A社が申立人の厚生年金保険料を控除していたことはうかがえないことから、既に年金記録確認石川地方第三者委員会の決定に基づく平成24年4月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 申立期間に係る5回目の申立てについて、i) D病院(申立期間当時は、 E病院)に照会を行ったものの、申立期間当時の資料は保管されていないこ と、ii) 同病院で受けた手術の跡の写真のみでは、当該期間における健康保 険被保険者証の使用について確認できないことから、既に年金記録確認中部 地方第三者委員会の決定に基づく平成26年2月5日付け年金記録の訂正は 必要でないとする通知が行われている。
- 6 これに対して、申立人は、「今までの結論に納得できないので、再度調査 してほしい。」と主張し、6回目の申立てをしているが、申立人から新たな 関連資料の提示は無く、当該主張のみでは、これまでの年金記録確認石川地 方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会の決定を変更すべ き新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認石川地方第三者委員会及び年金記録確認中部地 方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部(静岡)厚生年金 事案8514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から36年6月まで

② 昭和36年6月から37年10月1日まで

③ 昭和37年3月から38年4月まで

申立期間①について、中学校を卒業し、昭和32年4月にA県B市にある C社へ入社、36年6月まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保 険者記録が無い。

申立期間②について、昭和36年6月からA県B市にあるD社又は同社の下請であるE事業所において勤務していたが、日本年金機構の回答によれば、被保険者記録は、F県G郡H町のE事業所において、37年10月1日から同年12月28日までの期間のみとなっている。

申立期間③について、A県B市にあるI社において勤務していた期間であるが、被保険者記録が無い。

申立期間①、②及び③について、保険料控除を証明できる資料は無いが、 勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間の後の昭和43年12月に入社した J 社の人事記録に入社前歴として記載があるとおり、申立期間①にC 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張し、申し立てているところ、C 社の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は既に解散し、当時の事業主も他界していることから、 当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。 また、申立人は、「同じ時期に中学校を卒業し、C社に入社した同僚が 20 人くらいいた。」と述べているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同学年と考えられる生年月日の者のうち、最も早く被保険者となっている者の資格取得日は昭和 34 年 8 月 15 日であり、当該被保険者及び複数の同僚は、入社時期よりも1年から数年の後に被保険者資格を取得している旨を証言していることから、当時、同社においては、必ずしも入社と同時に全ての従業員に被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、「E事業所の知人に誘われてC社からD社に移った。申立期間②には、A県B市にあった同社K出張所または同社の下請であるE事業所のどちらかにおいて厚生年金保険の被保険者となっている。日本年金機構の回答によれば、F県G郡H町のE事業所において、昭和37年10月1日から同年12月28日までの被保険者記録となっているが、同町には出張として行った。」と主張し、申し立てているところ、当該期間にD社の下請であるE事業所から給与が支払われていたとする同僚が申立人を記憶しており、当該同僚は、「申立人は、私と同様にE事業所から給与が支払われていたと思う。私もA県B市からF県G郡H町へ行って働いた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がA県B市のE事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿によれば、E事業所は、F県G郡H町において、申立人の同事業所における厚生年金保険の資格取得日と同日である昭和37年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、A県においては、L社として43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、いずれの県においても、申立期間②に適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人の知人であるE事業所の事業主は、既に他界しておりL社も解散していることから、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、前述の申立人を記憶するE事業所の同僚は、D社K出張所において 昭和36年4月13日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、F県G郡H町の E事業所において、37年10月1日に被保険者資格を取得するまでの期間につ いて、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、D社は、既に解散し、事業主も他界していることから、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、申立期間②に同社K出張所及び同社M出張所において被保険者記録のある複数の者に照会するも、申立人について記憶する者はいない。

申立期間③について、申立人は、「申立期間の後の昭和43年12月に入社した J 社の人事記録に入社前歴として記載があるとおり、申立期間③に I 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張し、申し立てているところ、

申立人が記憶する当時のI社の所在地と、商業登記簿謄本により確認できる同社の所在地が一致することから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿によれば、I社は、昭和44年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、I社は、現存しているものの、当時の資料の保管は無く、当時の事業 主も既に他界していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い については不明と回答している。

さらに、I社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年7月1日と同日に被保険者資格を取得している者に照会をしたところ、当該被保険者は、「昭和30年4月からI社において勤務したが、44年7月に厚生年金保険に加入するまでの期間については、同社において、給与から保険料が控除されていなかった。」と証言している。

加えて、前述のとおり、F県G郡H町のE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間③のうち昭和37年10月1日から同年12月28日までの期間については、同事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。